

重 要

返還が終了、もしくは免除
になるまで、大切に保管し
てください。

茨城県奨学資金返還の手引き

令和7年3月貸与終了者用

茨 城 県 教 育 委 員 会

返 還 の お ぼ え が き

- ・ 約束の返還方法を忘れないように、必ず記入しておきましょう。
- ・ 奨学資金借用証書及び奨学資金返還計画書は、提出前に控えとしてコピーを取ってください。

学 校 名	
※返還者コード(D+8桁)	D
返 還 (借 用) 金 額	円
返 還 期 間	年
返 還 回 数	回
返 還 方 法	年 賦 ・ 半 年 賦
返 還 期 日	6 月 末 ・ 12 月 末
第 1 回 返 還 日	年 月
最 終 返 還 日	年 月
1 回 の 返 還 金 額	円
最 終 返 還 金 額	円
連 帯 保 証 人 氏 名	
保 証 人 氏 名	

※ 返還者コードは、茨城県教育委員会から送付する納入通知書の納付内容の欄に記載されています。初回の納入通知書の受領後に、上記の欄に記入しましょう。

〔 奨学資金返還の事務は、すべて返還者コードで整理されています。〕
〔 各種届出の提出の際は、忘れずに記入してください。 〕

—— 目 次 ——

○ 奨学生の皆さんへ	1
○ 奨学資金の返還	2
1. 返還金の納入方法	3
2. 延滞利息	5
3. 一括返還・繰上返還	5
4. 滞納者への督促等	5
5. 各種届出	6
(1) 住所・改姓届	
(2) 勤務先（変更）届	
(3) 連帯保証人（保証人）変更届	
(4) 連帯保証人（保証人）住所（氏名）変更届	
6. 返還猶予	7
7. 返還免除	8
8. 入学一時金の返還免除	8

○ 「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還計画書」記入要領……………	9
○ 「借用証書借用証書」「奨学資金返還計画書」記入例……………	12
○ 各種様式	
・ 連帯保証人（保証人）住所（氏名）変更届（様式第 18 号）……………	16
・ 連帯保証人（保証人）変更届（様式第 17 号）……………	17
・ 奨学資金返還猶予願（様式第 15 号）……………	18
・ 奨学資金返還免除願（様式第 20 号）……………	19
・ 勤務証明書（様式第 23 号）……………	20

—問合せ先—

〒 310-8588

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当

電 話 029-301-6045 / 5245（直通）

F A X 029-301-5269

電子メール：kokyo@pref.ibaraki.lg.jp

各種申請様式等のダウンロード（「様式集（茨城県奨学資金）」で検索）

————— 奨学生の皆さんへ —————

茨城県奨学資金は、人物・学業ともに優れ、経済的理由によって修学が困難な方に貸与する学資です。

皆さんからの返還金が次の奨学生への貸与に役立てられますので、確実な返還に努めてください。

なお、この手引きは返還が終了するまで、大切に保管してください。

“奨学資金の返還” ……次のことを必ず守りましょう。

○ **納期限を守りましょう。(3 ページ参照)**

あなたが立てた返還計画に基づいて、納入通知書を6月または12月に送付しますので、期限内に納入しましょう。

また、あなたが立てた返還計画の内容を忘れないよう、「返還のおぼえがき」(表紙の裏面)に記入しておきましょう。

○ **住所や氏名が変わったら届出をしましょう。(6 ページ参照)**

届出がなければ、納入通知書が届かなくなってしまいます。

納入通知書が届かないことにより、奨学資金の返還に支障をきたしますので、必ず変更届の提出または変更の連絡をしましょう。

○ **返還が困難になったら手続きをしましょう。(7 ページ参照)**

進学、疾病その他特別の事由により返還することが困難になった場合は、一定の期間、返還を猶予することができますので、速やかに返還猶予願を提出しましょう。

○ **領収証書は大切に保管しましょう。**

県からは、領収証書の再発行はしません。金融機関やコンビニエンスストアで納入した際に受け取る領収証書(領収日付印が押印されたもの)は、あなたが返還したことを示す大事な証拠書類となりますので、大切に保管しましょう。

1. 返還金の納入方法

あなたが提出した返還計画書に基づいて、6月または12月に納入通知書を送付しますので、納期限までに次のいずれかの方法で納入してください。

(1) 口座振替による納入

別紙「茨城県奨学資金返還金の口座振替による納入のご案内」を参照し、取扱金融機関で直接、手続をしてください。

(2) 金融機関の窓口での納入

県から送付される納入通知書に現金を添え、次の金融機関の窓口で納入してください。

(令和7年1月現在)

【茨城県指定金融機関】手数料負担なし

常陽銀行の全国の本店・支店

【茨城県収納代理金融機関】手数料負担なし

①全国の本店・支店で納付できる収納代理金融機関（県内）

筑波銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、茨城県信用組合、ハナ信用組合
東日本信用漁業協同組合連合会、茨城県信用農業協同組合連合会、
農業協同組合

②全国の本店・支店で納付できる収納代理金融機関（県外）

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東邦銀行、
足利銀行、武蔵野銀行、千葉銀行、福島銀行、栃木銀行、東日本銀行、
銚子信用金庫、横浜幸銀信用組合、中央労働金庫

※ 上記以外の金融機関を利用する場合は、利用しようとする各金融機関の本・支店で取扱いが可能かを確認してください（利用可能でも手数料がかかる場合があります。）。

(3) コンビニエンスストアでの納入

県から送付される納入通知書に現金を添え、納入通知書裏面に記載のコンビニエンスストアの店舗で納入してください。

なお、コンビニエンスストア取扱期限を経過した場合など、コンビニエンスストアで納入できない場合がありますので、納入通知書裏面【注意事項】を確認してください。

【対応コンビニエンスストア】(令和7年1月現在)

MMK設置店／くらしハウス／スリーエイト／生活彩家／セイコーマート／セブン-イレブン／タイエー／ デイリーヤマザキ／ニューヤマザキデイリーストア／ハセガワストア／ハマナスクラブ／ファミリーマート／ポプラ／ミニストップ／ヤマザキスペシャルパートナーショップ／ヤマザキデイリーストア／ローソン／ローソンストア 100

※ 対応コンビニエンスストアは変更になる場合があります。

(4) 電子納付 (Pay-easy)、インターネットバンキングでの納入

通常の納入通知書には、電子納付等に必要な確認番号、納付番号等の記載がありません。

ご希望の場合は、電子納付等に対応した納入通知書をお送りしますので、ご連絡願います。

【納入の手順】

茨城県の公金をATMまたはインターネットバンキング等で納付できる金融機関を確認（納入通知書の添書または茨城県ホームページ※）の上、画面の手順に従い、納入通知書に記載されている収納機関番号、納付番号及び確認番号等を入力してください。

ATMでは現金または口座からの払込み、インターネットバンキング等では口座からの払込みとなります。領収書は発行されません。

※URL <https://www.pref.ibaraki.jp/kaikai/kaikanri/suitou/mpnbank.html>

(5) 現金または為替での納入

県から送付される納入通知書を同封し（納入通知書は切り離さないこと）、書留郵便で、茨城県教育庁学校教育部高校教育課まで送付してください。

※取扱手数料がかかります。

留意事項

納入通知書を紛失した場合や届かない場合は、速やかにご連絡ください。

2. 延滞利息

納期限までに納入しなかった場合は、延滞利息（納期限を6カ月過ぎる毎に5%）が発生しますので、納期限までに必ず納入してください。

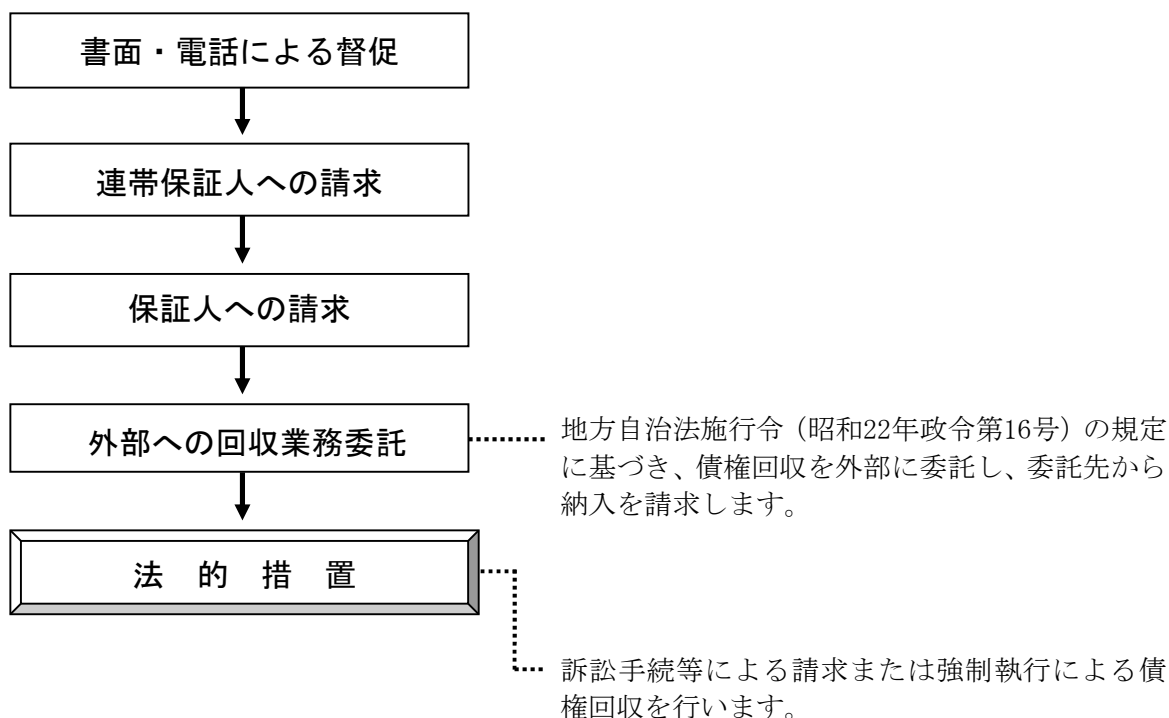
3. 一括返還・繰上返還

返還途中で、返還残額を一括して返還したい場合、または返還計画の1回当たりの返還金額以上の額を返還したい場合は、ご連絡ください。

4. 滞納者への督促等

滞納者へは、概ね以下の手順で督促等をします。

連帯保証人や保証人にも請求することになりますので、“借りたものは返す”という考えで、必ず納入しましょう。



5. 各種届出

(1) 住所・改姓届

住所、町名・地番表示、氏名などが変更になった場合は、その都度、「住所（氏名）変更届」（16 ページ、様式第 18 号）の提出、または電話・FAX・はがき・手紙・電子メールによりご連絡ください。

連絡の際に必要な事項は次のとおりです。

返 還 者 コ ー ド	納入通知書に記載されています。 (返還者コードがわからない場合は、奨学資金の貸与を受けていたときの学校名を記入してください。)
旧 住 所	
新 住 所	必ず郵便番号とカナをふってください。
旧 氏 名	
新 氏 名	必ずカナをふってください。
電 話 番 号	携帯電話だけでなく、加入電話もあれば併せて記入してください。

(2) 勤務先（変更）届（様式は任意）

貸与終了時に勤務先が未定であった方、また、返還途中で転職した方は、電話・FAX・はがき・手紙・電子メールによりご連絡ください。

連絡の際に必要な事項は次のとおりです（住所の変更もある場合は、住所変更届も併せて提出してください。）。

返 還 者 コ ー ド	納入通知書に記載されています。 (返還者コードがわからない場合は、奨学資金の貸与を受けていたときの学校名を記入してください。)
勤 務 先	部、課、係まで詳しく記入してください。
所 在 地	
氏 名	
勤 務 先 電 話 番 号	

(3) 連帯保証人（保証人）変更届（17 ページ、様式第 17 号）

連帯保証人や保証人を変更すべき事由が発生したときは、「連帯保証人（保証人）変更届」を提出してください。

新たな連帯保証人や保証人の印は、印鑑登録してあるものを使用し、印鑑登録証明書を必ず添付してください。

(4) 連帯保証人（保証人）住所（氏名）変更届（16 ページ、様式第 18 号）

連帯保証人や保証人の住所、氏名が変更になったときは、「連帯保証人（保証人）住所（氏名）変更届」を提出してください。

6. 返還猶予

(1) 次表のいずれかに該当する理由により、返還が困難になった場合は、返還者からの願い出によって、一定の期間、返還を猶予することができます。

事 由	猶予期間	添付書類
(1) 学校教育法に規定する大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学しているとき	事由の継続する期間（入学年月～卒業年月）	学校の長が発行する在学証明書又は学生証の写し
(2) (1)に掲げる学校への進学のため準備をしているとき	1年以内において必要と認める期間。通算して2年まで更新可。	進学予備校、学習塾又はそれらに類する機関の在籍証明書又は学生証の写し
(3) 長期療養をしているとき	1年以内において必要と認める期間。	医師の診断書及びその療養期間を証する書類
(4) り災したとき	通算して5年まで更新可。	り災証明書の写し
(5) 生活保護法による保護を受けるに至ったとき		保護を受けていることを証する書類
(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、生活困窮の状態にあるとき		課税証明書

(2) 返還猶予を希望するときは、「奨学資金返還猶予願」（18 ページ、様式第 15 号）に所定の書類を添付して、返還月（6月または12月）の前月末日まで（5月31日または11月30日まで）に提出してください。提出が返還月の到来後になると、猶予することができませんので、注意してください。

(3) 返還猶予を決定したときは、返還猶予決定通知書を送付します。

(4) 猶予期間の経過後において引き続きその事由が継続し、さらに猶予が必要な場合は、あらためて同じ手続が必要です。

7. 返還免除

次の事由に該当する場合は、返還免除になることがありますので、連絡して指示を受けてください。

審査の上、返済残額の全部又は一部が免除となります。

- (1) 本人が死亡した場合
- (2) 本人が心身障害により労働能力を喪失した場合
(症状が固定し、回復の見込みのないものに限る。)

8. 入学一時金の返還免除

入学一時金については、卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内で就業した場合には、審査の上、返還を免除することができます。

返還免除の要件や手続等については、別添「学校を卒業する茨城県奨学生の方へ」を確認してください。

要件に該当し、免除を受けようとする方は、卒業した年の翌年から、毎年4月30日までに、次の書類を提出する必要があります。

- ・奨学資金返還免除願 (19 ページ、様式第 20 号)
- ・住民票の写し
- ・勤務証明書 (20 ページ、様式第 23 号)

●返還等に関する連絡・提出先

〒310-8588

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当

電 話 029-301-6045 (直通)

F A X 029-301-5269

電子メール : kokyo@pref.ibaraki.lg.jp

「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還計画書」 記入要領

1. 奨学資金借用証書の作成について

(1) 借用証書の金額は、返還計画書の貸与総額及び返還総額と必ず一致します。
借用証書に記入する金額の数字は算用数字を用いてください。

(2) 連帯保証人及び保証人は、奨学生として採用が決定した際に誓約書（または契約書）に連署した人と同じ方としてください。

やむを得ず変更する場合は、連帯保証人については本人と連帯して債務履行の責任を負う能力のある方を、保証人については債務を保証する能力のある方を選んでください。

なお、連帯保証人と保証人は、各々が独立の生計を営む成年者で、常に本人と連絡が取れ、かつ、弁済の資力を有する方にしてください。

(3) 連帯保証人及び保証人の印は、印鑑登録してあるものを使用し、印鑑登録証明書を添付してください。

※収入印紙については、現在、租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により非課税となっているため、貼付の必要はありません（令和7年3月31日までに作成・提出した借用証書が非課税対象）。

2. 奨学資金返還計画書の作成について

(1) 返還方法

ア 奨学金（月額貸与）のみの貸与を受けた方

次の3つの方法から1つを選んでください。

返 還 方 法	返 還 の 月	返 還 回 数	返 還 期 間
半 年 賦	12 月	20 回以内	10 年以内
年賦（12月）	12 月	10 回以内	
年賦（6月）	6 月		

イ 入学一時金の貸与を受けた方

（入学一時金と奨学金（月額貸与）の両方の貸与を受けた方も含みます。）

入学一時金は、1年毎に審査して返還免除の可否を決定するため、次のとおりとなります。

返 還 方 法	返 還 の 月	返 還 回 数	返 還 期 間
年賦（6月）	6 月	10 回以内	10 年以内

(2) 返還開始の年月

ア 奨学金（月額貸与）のみの貸与を受けた方

貸与が終了して6カ月経過後の最初の6月または12月から返還開始となるため、次のようになります。

返 還 方 法	返還開始の年月	令和7年3月貸与終了の場合
半 年 賦	貸与終了の年の12月	令和7年12月
年賦（12月）	貸与終了の年の12月	令和7年12月
年賦（6月）	貸与終了の翌年の6月	令和8年6月

なお、併せて返還猶予願を提出する場合は、猶予期間を見込んで返還開始及び返還完了の各欄を記入して構いません。

その場合、返還開始は猶予期間後の6月または12月のうち近い月となりますので、ご注意ください。

イ 入学一時金の貸与を受けた方

（入学一時金と奨学金（月額貸与）の両方の貸与を受けた方も含みます。）

入学一時金は、1年を経過する毎に返還免除の審査をするため、次のとおりとなります。

返 還 方 法	返還開始の年月	令和7年3月卒業の場合
年賦（6月）	卒業した年の翌年の6月	令和8年6月

(3) 返還金額

ア 奨学金（月額貸与）のみの貸与を受けた方

貸与が終了して6カ月経過後の最初の6月または12月から返還開始となるため、各回均等割とし、端額は最終回で調整することとし、必ず次の算式が成立するようにしてください。

$$\text{（返還金額（各回））} \times \text{（返還回数} - 1 \text{）} + \text{（返還金額（最終回））} = \text{返還総額}$$

ただし、返還金額（各回）は、次表の金額を下回らないようにしてください。

返還方法	返還金額（各回）
半年賦	返還総額の20分の1
年賦	返還総額の10分の1

イ 入学一時金の貸与を受けた方

（入学一時金と奨学金（月額貸与）の両方の貸与を受けた方も含みます。）

入学一時金は、1年毎に貸与額の10分の1ずつを返還免除していき、10年で全額の免除となることを想定しているため、1回当たりの返還金額は貸与総額の10分の1とし、返還回数は10回としてください。

奨学金（月額貸与）の貸与を併せて受けた方についても同様です。1回当たりの返還金額は貸与総額（両資金の合計額）の10分の1とし、返還回数を10回としてください。

(4) 現住所、納入通知書送付先について

番地、方書、電話番号まで正確に記入してください。

納入通知書送付先は、本人の現住所と異なる所（実家など）への送付を希望する場合に記入してください。

(5) 卒業後の進路、就職先について

事業所（店舗）名、部署名、電話番号、住所まで正確に記入してください。

(6) 連帯保証人、保証人について

現住所欄は番地、方書、電話番号まで、職業及び勤務先欄は事業所（店舗）名、部署名、電話番号まで正確に記入してください。

3. 留意事項

(1) 記入及び押印にもれのないよう十分に確認してください。

(2) 訂正がある場合は、修正液等を使用せず、訂正印を押印して訂正してください。

記入例

非課税になるのは、令和7年3月31日までに提出した場合にはなります。
 手続が遅れて令和7年4月1日以降に提出することになると、所定の額の収入印紙の貼付（本人により割印を押印）が必要になりますので留意願います。
 【参考：印紙税額（抜粋）（平成31年3月29日現在の法令）】
 記載された金額が
 ・50万円を超え100万円以下 1千円
 ・100万円を超え500万円以下 2千円

租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により非課税

奨学資金借用証書（月額貸与）

金額	¥	百	十	万	千	百	十	円
		1	7	2	8	0	0	0

茨城県奨学生として上記の金額を借用いたしました。

については、茨城県奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に従い、別記奨学資金返還計画書のとおり滞りなく返還いたします。

(元号) ○年○月○日

提出する年月日

ふりがな み と い ち ろ う
 本 人 氏 名 水 戸 一 郎 (印)

住 所 水 戸 市 笠 原 町 978 番 6
 電 話 番 号 ()

ふりがな み と た ろ う
 連 帯 保 証 人 氏 名 水 戸 太 郎 (印)

住 所 水 戸 市 笠 原 町 978 番 6

ふりがな ひ た ち あ き ら
 保 証 人 氏 名 日 立 明 (印)

住 所 日 立 市 助 川 町 ○ 丁 目 ○ 番 ○ 号

茨城県教育委員会教育長 殿

特約条項

よくお読みください

氏名は各自が自署してください。
 連帯保証人及び保証人の印は、印鑑登録
 してあるものを使用し、印鑑登録証明書
 を添付してください。

注意事項

よくお読みください

記入例

非課税になるのは、令和7年3月31日までに提出した場合にはなります。
手続が遅れて令和7年4月1日以降に提出することになると、所定の額の収入印紙の貼付（本人により割印を押印）が必要になりますので留意願います。
【参考：印紙税額（抜粋）（平成31年3月29日現在の法令）】
記載された金額が
・50万円を超え100万円以下 1千円
・100万円を超え500万円以下 2千円

租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により非課税

奨学資金借用証書（入学一時金）

金額		百	十	万	千	百	十	円
		¥	2	4	0	0	0	0

茨城県奨学生として上記の金額を借用いたしました。

については、茨城県奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に従い、別記奨学資金返還計画書のとおり滞りなく返還いたします。

(元号) ○年○月○日

提出する年月日

本人氏名 ふりがな みと いちろう
水戸 一郎 (印)

住所 水戸市笠原町 978 番 6
電話番号 ()

連帯保証人氏名 ふりがな みと たろう
水戸 太郎 (印)

住所 水戸市笠原町 978 番 6

保証人氏名 ふりがな ひたち あきら
日立 明 (印)

住所 日立市助川町○丁目○番○号

茨城県教育委員会教育長 殿

特約条項

よくお読みください

氏名は各自が自署してください。
連帯保証人及び保証人の印は、印鑑登録
してあるものを使用し、印鑑登録証明書
を添付してください。

注意事項

よくお読みください

奨学資金返還計画書

返還者コード (記入しないこと。)		D		○令和7年3月貸与終了の方の返還開始年月は次のとおりです。 ア 半年賦または年賦(12月)の場合……令和7年12月 イ 年賦(6月)の場合……令和8年6月 ○返還猶予を希望する方は、あらかじめ猶予を見込んで記入して構いません。 (別途返還猶予願により承認を受ける必要有。)										
フリガナ	ミト イチロウ										月 日			
氏名	水戸 一郎					茨城学院大学					13	11	13	
貸与終了年月とその理由				貸与月額		貸与開始		貸与終期		貸与総額				
年	月	※卒業 退学 辞退 停止 死亡		千	円	年	月	年	月	千	円	円		
7	3													
その他()														
いずれかを選択し、 囲んでください。										入学一時金				
返還開始		返還完了		※返還方法		返還期間		返還回数		合計				
年	月	年	月	0…半年賦(6・12月) 1…年賦(6月) 2…年賦(12月)		年	回	年	回					
7	1	2	1	7	6	1	0	2	0					
返還金額(各回)				返還金額(最終回)				返還総額						
千 円				千 円				千 円						
現住所		〒(310 — 0852)										電話番号	029(301)5245	
水戸市笠原町978番6		○返還金額(各回)は、次の条件を満たすこと ア 年賦のとき:返還総額×1/10以上 イ 半年賦のとき:返還総額×1/20以上										携帯番号	090(1234)××××	
返還開始時の住所を記入												携帯電話だけでなく、加入していれば 固定電話も記入		
納入通知書 送付先		〒(—)										携帯番号		
同上		現住所と異なる所(実家など)への送付を 希望する場合は、その住所を記入												
卒業後の 進路		※就職 進学 その他 ()		就職 先住所		茨城〇〇株式会社 〇〇部〇〇課		電話 番号		029(301)××××				
卒業後の進路				〒(310 — ××××)		水戸市三の丸〇丁目〇番地〇		卒業後の進路について ○就職先未定の場合:その他に〇を付け、「未定」と記入。 ○大学院等に進学する場合:大学名と所在地を記入。 いずれの場合も就職先が決定次第、連絡してください。						
氏名		水戸 太郎				生年月日		昭和39年10月25日		本人との続柄		父		
現住所		〒(310 — 0852)										電話番号		029(301)××××
職業及び 勤務先		水戸〇〇株式会社 〇〇部〇〇課										電話番号		029(221)××××
氏名		日立 明				生年月日		昭和36年9月1日		本人との続柄		伯父		
現住所		〒(317 — ××××)										電話番号		0294(22)××××
職業及び 勤務先		日立〇〇株式会社 〇〇部〇〇課										電話番号		0294(89)××××
「職業及び勤務先」には、単に会社員・自営業などとせず、具体的な事業所名及び部署名を記入してください。														

(記入上の注意) ※印のところは、該当するものを○等で囲むこと。

奨学資金返還計画書(入学一時金)

返還者コード (記入しないこと。)		D		○令和7年3月卒業の方の返還開始年月は「令和8年6月」です。 ○返還猶予を希望する方は、あらかじめ猶予を見込んで記入して 構いません。(別途返還猶予願により承認を受ける必要有。)															
フリガナ	ミト イチロウ				子 校 石				生 年 月 日										
氏名	水戸 一郎				茨城学院大学				年	月	日	13 11 13							
貸与終了年月とその理由				貸与月額		貸与開始		貸与終期		貸与総額									
年	月	※卒業 退学 辞退 停止 死亡		千	円	年	月	年	月	千	円								
5 3																			
その他()																			
年賦(6月)を選択				入学一時金				¥	2	4	0	0	0	0					
返還開始		返還完了		※返還方法		返還期間		返還回数		合計		¥		2	4	0	0	0	0
年	月	年	月	0...半年賦(6・12月) 1...年賦(6月) 2...年賦(12月)		年	回	年	回			¥		2	4	0	0	0	0
年	月	年	月			年	回	年	回					2	4	0	0	0	0
8 6 1 7 6						1 0		1 0											
返還金額(各回)				返還金額(最終回)				返還総額											
千 円				千 円				千 円											
2 4 0 0 0				2 4 0 0 0				2 4 0 0 0 0											
本人	現住所	〒(310 — 0852)				電話番号				029(301)5245									
	住所	水戸市笠原町978番6				携帯番号				090(1234)××××									
	返還開始時の住所を記入					携帯電話だけでなく、加入していれば 固定電話も記入													
本人	納入通知書 送付先	〒(—)				現住所と異なる所(実家など)への送付を 希望する場合は、その住所を記入													
	就職 進学 その他 ()	茨城〇〇株式会社 〇〇部〇〇課				電話 番号				029(301)××××									
	卒業後の 進路	〒(310 — ××××)				卒業後の進路について ○就職先未定の場合:その他に○を付け、「未定」と記入。 ○大学院等に進学する場合:大学名と所在地を記入。 いずれの場合も就職先が決定次第、連絡してください。													
連帯保証人	氏名	水戸 太郎				生年月日		昭和39年10月25日		本人との続柄		父							
	現住所	〒(310 — 0852)				電話番号				029(301)××××									
	職業及び 勤務先	水戸〇〇株式会社 〇〇部〇〇課				電話番号				029(221)××××									
保証人	氏名	日立 明				生年月日		昭和36年9月1日		本人との続柄		伯父							
	現住所	〒(317 — ××××)				「職業及び勤務先」には、単に会社員・自営業などとせず、具体的な事業所名及び部署名を記入してください。				電話番号				0294(22)××××					
	職業及び 勤務先	日立〇〇株式会社 〇〇部〇〇課								電話番号				0294(89)××××					

(記入上の注意) ※印のところは、該当するものを○等で囲むこと。

奨学生(連帯保証人, 保証人)
住 所 (氏 名) 変 更 届

在 学 校 名 又 は 出 身 学 校 名	大 学 学 校	学 部 課 程	科	年
--------------------------	------------	------------	---	---

決 定 番 号	茨 奨 第	号	氏 名
---------	-------	---	-----

下記のとおり奨学生(連帯保証人, 保証人)の住所(氏名)の変更をいたしましたからお届けいたします。

記

1 新住所(氏名)

2 旧住所(氏名)

年 月 日

本 人	住 所 氏 名
-----	------------

連 帯 保 証 人	住 所 氏 名
-----------	------------

保 証 人	住 所 氏 名
-------	------------

茨城県教育委員会教育長 殿

上記のとおり変更したことに相違ありません。

年 月 日

学校長 氏 名

(注意事項) 学校長の確認は、奨学生が在学中の場合に限るものとする。

連帯保証人 (保証人) 変更届

在学校名又は
出身学校名

大学
学校

学部
課程

科

年

決定番号

茨奨 第

号 氏名

下記のとおり連帯保証人 (保証人) を変更したいのをお願いいたします。

記

1 旧連帯保証人 (保証人) 氏名

2 新連帯保証人 (保証人) 氏名

(生年月日) 年 月 日

現住所

続 柄

職 業 (無職の場合は、前職業。)

年 収

円

3 変更する理由

年 月 日

本 人

住 所

氏 名

連 帯 保 証 人

住 所

氏 名

①

保 証 人

住 所

氏 名

①

茨城県教育委員会教育長 殿

上記のとおり変更することを適当と認めます。

年 月 日

学校長 氏名

(注意事項) 学校長の確認は、奨学生が在学中の場合に限るものとする。

奨学資金返還猶予願

在 学 校 名 又 は 出 身 学 校 名	大 学 学 校	学 部 課 程	科	年			
				年	月	卒 業 見 込 卒 業	

決 定 番 号 茨 奨 第 号 氏 名

下 記 の と お り 奨 学 資 金 の 返 還 猶 予 を お 願 い いた し ま す 。

記

- 1 猶予期間 年 月 から
年 月 まで
- 2 理 由

年 月 日

本 人	住 所 氏 名
連 帯 保 証 人	住 所 氏 名
保 証 人	住 所 氏 名

茨城県教育委員会教育長 殿

(注意事項) 理由を証する書類をつけること。

奨学資金返還免除願

在学名又は
出身学校名

大学
学校

学部
課程

科

年

決定番号 茨奨 第 号 氏 名

下記のとおり奨学資金の返還免除をお願いいたします。

記

1 貸与総額 円

【内訳】

	貸与月額	貸与期間	貸与額
奨学金	円	年 月から 年 月まで か月	円
	円	年 月から 年 月まで か月	円
入学一時金			円

2 返還免除を希望する金額 円

3 理由

年 月 日

住所
本人(遺族)

氏名

住所
連帯保証人

氏名

住所
保証人

氏名

茨城県教育委員会教育長 殿

勤 務 証 明 書

氏 名	ふりがな	性別	
生 年 月 日	年 月 日		
住 所	〒 ー		
証 明 する 就 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
勤務事業所名			
勤務事業所 住 所	〒 ー		
所 属 部 署			
職 種			
職 務 内 容			

上記の者は、上記就業期間中、上記のとおり茨城県内の事業所において、当社の正規雇
用者(注)として勤務していたことを証明します。

年 月 日

【事業所】所在地 〒 ー

名 称

代 表 者

電話番号

【記入担当者】 所属部署

役職・氏名

(注) 正規雇用者とは、期間の定めのない労働契約を締結し、所定労働時間が貴社に雇用
される通常の労働者の所定労働時間と同じであり、就業規則等に規定する賃金の算
定方法及び支給形態、賞与、退職金、諸手当、休日等の労働条件について長期雇用
を前提とした待遇が適用されている労働者